

## 特定不妊治療の先進医療にかかる 費用について助成を申請されるかたへ

### 特定不妊治療費（先進医療）助成事業とは

令和6年4月1日以降に開始した保険診療の特定不妊治療と併せて実施した「先進医療」にかかる費用の一部を助成します。

### 助成対象者

以下のすべての要件を満たしているかた

- (1) 令和6年4月1日以降に、助成対象となる保険診療の特定不妊治療を開始したかた
- (2) 治療開始時点で法律上の婚姻をしている夫婦、または事実婚関係にある夫婦であること。  
ただし、事実婚関係にある夫婦については、治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向があること
- (3) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されている夫婦
- (4) 申請日において、夫婦のいずれか一方、または両方が市内に住所を有するかた
- (5) 助成金の交付後も、引き続き瑞穂市に住む意思のあるかた

### 対象となる治療

以下のすべての要件に該当する「先進医療に要した費用」が助成の対象

- (1) 令和6年4月1日以降に開始した保険診療で行った特定不妊治療と併用して実施した先進医療であること
- (2) 当該先進医療の実施機関として承認された医療機関で受けた治療であること  
(事前に受診する医療機関へご確認ください)

### 助成回数

保険診療による初回治療開始日の女性の年齢により判断します

【保険制度上の回数】

40歳未満	通算6回まで（1子ごとに）
40歳以上43歳未満	通算3回まで（1子ごとに）

## 助成金額

1回の治療につき、先進医療にかかった費用の10分の7の金額

(上限5万円・1円未満切り捨て)

## 申請期日

治療期間の終了日が令和6年4月1日から令和7年3月31日までのかた

⇒ 令和7年3月31日(月)まで に申請してください。

※治療が終了しましたら、早めに申請手続きをお願いします。

## 申請書類等

- 瑞穂市特定不妊治療費(先進医療)助成申請書(様式第1号)
- 瑞穂市特定不妊治療費(先進医療)助成事業受診等証明書(様式第2号)
- 瑞穂市特定不妊治療費(先進医療)助成金請求書(様式第5号)
- 申請しようとする治療にかかる領収書と明細書の原本(コピー不可)
- 夫及び妻の住所が確認できる書類(住民票など)

→ただし、申請書の同意欄に記入があり、市で確認できれば省略できます。

(以下、該当者のみ)

- 夫婦の戸籍謄本(発行から3か月以内のもの)【夫婦別世帯のかた】
- 事実婚関係等に関する申立書(様式第3号)【事実婚夫婦のかた】

## 申請と助成の流れ

申請書類等を市役所健康推進課へ提出 → 審査(助成の可否)及び金額決定

→ 決定通知書を郵送 → 助成可となったかたへの助成金振り込み

## その他

- ・確定申告(医療費控除)をする前に、助成金交付申請の手続きを行ってください。
- ・不妊治療や先進医療に関するご相談等は、受診される医療機関にお願いいたします。

## 申請・問い合わせ先

瑞穂市役所 健康推進課(穂積庁舎2階)

TEL 058-327-8611

